

春秋外国人叙勲候補者推薦要綱

平成15年5月16日	内閣総理大臣決定
平成15年5月20日	閣議報告
平成28年9月16日	一部改正
平成28年9月16日	閣議報告

- 1 春秋外国人叙勲において授与される勲章（杯を含む。）の受章者の予定数は、毎回内閣総理大臣が外務大臣の意見を聴いて決定する。
- 2 外務大臣は、おおむね50歳以上の外国人（日系一世である者を除く。以下同じ。）のうちから、我が国の政治・外交、産業経済、学術文化等の発展に功労のある者その他国家又は公共に対する功労のある者を選考し、毎回、春又は秋の外国人叙勲候補者（以下「候補者」という。）として内閣総理大臣に推薦するものとする。
- 3 衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長は、おおむね50歳以上の外国人のうちに、候補者としてふさわしいものがある場合は、春の外国人叙勲にあつては前年の11月30日までに、秋の外国人叙勲にあつてはその年の5月30日までに外務大臣に關係書類を添えて意見を述べることができる。
- 4 2の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4の協議に関する書類の提出は、春の外国人叙勲にあつてはその年の1月31日までに、秋の外国人叙勲にあつてはその年の7月31日までにを行うものとする。

附 則

春秋外国人叙勲候補者推薦要綱（平成2年12月12日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

附 則

この決定は、平成28年9月16日から施行する。